

『看護学テキスト NiCE 感染看護学』（第1刷）サポート情報

2024年8月
株式会社 南江堂

『看護学テキスト NiCE 感染看護学』（第1刷）について、以下の通り最新の情報を提供いたします。

■p.56 表Ⅲ-1-2 「感染症法に基づく感染症の類型」

・以下に差し替えます。

表Ⅲ-1-2 感染症法に基づく感染症の類型 (2024年6月時点)		
	感染症名	感染症の性格・届出
感染症類型	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 合計7疾患	【性格】 感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性がきわめて高い感染症 【届出】 診断後ただちに届出
	二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(SARS) ・中東呼吸器症候群(MERS) ・鳥インフルエンザ(H5N1) ・鳥インフルエンザ(H7N9) 合計7疾患	【性格】 感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症 【届出】 診断後ただちに届出
	三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・バラチフス 合計5疾患	【性格】 感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起さうる感染症 【届出】 診断後ただちに届出
	四類感染症 ・E型肝炎 ・A型肝炎 ・黄熱 ・Q熱 ・狂犬病 ・鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9を除く) ・ポツリヌス症 ・マラリア ・炭疽 ・野兔病 ・その他の感染症(政令で規定) 合計44疾患	【性格】 動物、飲食物などの物件を介してヒトに感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症(ヒトからヒトへの伝染はない) 【届出】 診断後ただちに届出
	五類感染症 【全数把握】 ・ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く) ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・梅毒 ・侵襲性髄膜炎菌感染症 ・風しん ・麻しん ・その他の感染症(省令で規定) 合計24疾患 【定点把握】 ・インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) ・性器クラミジア感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・その他の感染症(省令で規定) 合計25疾患	【性格】 国が感染症発生動向調査を行い、その結果などに基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症 【届出】 ・侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しん：ただちに届出 ・全数把握：診断後7日以内に届出 ・定点把握：週ごとまたは月ごとに届出(疾患によって異なる)
新型インフルエンザ等感染症 ・新型インフルエンザ ・再興型インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症* ・再興型コロナウイルス感染症	【性格】 全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの 【届出】 診断後ただちに届出	
指定感染症 ・政令で1年間に限定して指定される感染症	【性格】 既知の感染症の中で上記一～三類、新型インフルエンザ等感染症に分類されない感染症で一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症 【届出】 診断後ただちに届出	
新感染症 【当初】 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症 【要件指定後】 政令で症状などの要件指定をした後に一類感染症と同様の扱いをする感染症	【性格】 ヒトからヒトに伝染すると認められる疾患であって、既知の感染症と症状などが明らかに異なり、その伝染力、罹患した場合の重篤度から判断した危険性がきわめて高い感染症 【届出】 診断後ただちに届出	

* 2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2023年5月8日より「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に位置づけが変更された。以降も、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」には新型コロナウイルス感染症が含まれるが、これはCOVID-19とは区別される。

■p.57 「c. 指定感染症(第6条第8項)」 2行目

- ・以下のとおり差し替えます (下線部を追加).

旧
近年では、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が指定感染症として定められていたが、既述の通り、2021年2月以降は新型インフルエンザ等感染症に位置づけられた。
新
近年では、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が指定感染症として定められていたが、既述の通り、2021年2月以降は新型インフルエンザ等感染症に、 <u>さらに2023年5月8日以降は五類感染症に位置づけられた。</u>

■p.58 表Ⅲ-2-1「感染症類型と医療体制」

- ・以下に差し替えます。

		医療体制		
		特定感染症 指定医療機関	第一種感染症 指定医療機関	第二種感染症 指定医療機関
担当する感染症類型		<ul style="list-style-type: none"> ・新感染症 ・一類感染症 ・二類感染症 ・新型インフルエンザ等感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・一類感染症 ・二類感染症 ・新型インフルエンザ等感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・二類感染症 ・新型インフルエンザ等感染症
医療機関の指定		厚生労働大臣	都道府県知事	都道府県知事
医療機関の設置数	設置の目安	全国で数ヵ所	都道府県に1ヵ所ずつ	都道府県で複数箇所 (二次医療圏で1ヵ所程度)
	2023年4月1日 現在の指定状況	4医療機関(10床)	56医療機関(106床)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症病床を有する機関: 352医療機関(1,758床) ・結核病床を有する機関: 173医療機関(3,026床)

■p.61 表Ⅲ-3-1「予防接種法による定期接種の対象疾病」

・以下に差し替えます。

表Ⅲ-3-1 予防接種法による定期接種の対象疾病 (2024年4月時点)				
分類	目的	実施主体	対象疾病	接種の対象年齢 (予防接種法施行令に基づく)
A類疾病	集団予防	市町村	ジフテリア	<ul style="list-style-type: none"> 生後2月から生後90月にいたるまで 11歳以上13歳未満の者
			百日咳	<ul style="list-style-type: none"> 生後2月から生後90月にいたるまで
			急性灰白髄炎(ポリオ)	<ul style="list-style-type: none"> 生後2月から生後90月にいたるまで
			麻しん	<ul style="list-style-type: none"> 生後12月から生後24月にいたるまで
			風しん	<ul style="list-style-type: none"> 5歳以上7歳未満で小学校就学1年前から就学までの間
			日本脳炎	<ul style="list-style-type: none"> 生後6月から生後90月にいたるまで 9歳以上13歳未満の者
			破傷風	<ul style="list-style-type: none"> 生後2月から生後90月にいたるまで 11歳以上13歳未満の者
			結核	<ul style="list-style-type: none"> 1歳にいたるまでの間にある者
			Hib感染症	<ul style="list-style-type: none"> 生後2月から生後90月にいたるまでの間で厚労省令で定めるワクチンの種類ごとに厚労省令で定める月の間
			肺炎球菌感染症(小児)	<ul style="list-style-type: none"> 生後2月から生後60月にいたるまで
			ヒトパピローマウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> 12歳となる日の年度の初日から16歳となる日の年度の末日までの間にある女子^{*2}
			水痘 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 生後12月から生後36月にいたるまで
			B型肝炎 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 1歳にいたるまで
			痘そう ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施されていない
B類疾病	個人予防	市町村	インフルエンザ(高齢者)	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の者 60歳以上65歳未満の者であって、厚生労働省令で定める者
			肺炎球菌感染症(高齢者) ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 65歳の者 60歳以上65歳未満の者であって、厚生労働省令で定める者
			新型コロナウイルス感染症 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の者 60歳以上65歳未満の者であって、厚生労働省令で定める者

^{*1} 予防接種法施行令で定める疾病。
^{*2} 2013年6月以降、定期接種の積極的な勧奨を控えていたが、2020年10月の厚生労働省からの通知において、接種対象年齢の女子を対象にワクチン接種について検討・判断できるよう周知を図ることが求められることとなった。これにより、対象者が接種を希望する場合の勧奨に変更となった。

(NICE 感染看護学, 南江堂, 2022)

■p.61～62「a. 定期接種」3 段落目

- ・以下のとおり差し替えます（下線部を追加・変更）。

旧
B 類疾病は、個人の発病または重症化を防止し、これによりそのまん延を予防することを目的として、定期的に予防接種を行う疾病である。個人予防に重点をおき、本人（保護者）への努力義務や国による積極的な勧奨はない。対象疾病には、インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）がある（第 2 条第 3 項、同施行令第 1 条の 2）。
新
B 類疾病は、個人の発病または重症化を防止し、これによりそのまん延を予防することを目的として、定期的に予防接種を行う疾病である。個人予防に重点をおき、本人（保護者）への努力義務や国による積極的な勧奨はない。対象疾病には、インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る） <u>など</u> がある（第 2 条第 3 項、同施行令 <u>第 2 条</u> ）。

■p.98～99「感染防止対策加算」について

- ・2022（令和 4）年度の診療報酬改定で、「感染防止対策加算」は「感染対策向上加算」に改定されています。

以上